

各位

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 白川 真
担当者の役職氏名	経営企画部 近藤 龍一郎 (連絡先 03-5555-4946)

上場投資信託の信託約款変更のお知らせ

下記に掲げる上場投資信託について、信託約款の変更を行なうことをお知らせいたします。

記

1. 変更対象投資信託の名称

①

「ダイワ上場投信ートピックス」	(コード：1305)
「ダイワ上場投信ートピックス・コア30」	(コード：1310)
「ダイワ上場投信ー日経225」	(コード：1320)
「ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials」	(コード：1585)
「ダイワ上場投信ーJ P X日経400」	(コード：1599)
「ダイワ上場投信ー東証電気機器株価指数」	(コード：1610)
「ダイワ上場投信ー東証銀行業株価指数」	(コード：1612)

②

「ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品」	(コード：1634)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源」	(コード：1635)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材」	(コード：1636)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学」	(コード：1637)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品」	(コード：1638)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機」	(コード：1639)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄」	(コード：1640)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械」	(コード：1641)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」	(コード：1642)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他」	(コード：1643)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス」	(コード：1644)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流」	(コード：1645)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売」	(コード：1646)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売」	(コード：1647)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行」	(コード：1648)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融 (除く銀行)」	(コード：1649)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」	(コード：1650)

2. 変更内容

株式による受益権の取得または受益権と株式との交換の際に、株式の構成銘柄に配当落ち銘柄または権利落ち銘柄が含まれる場合、当該銘柄については、株式に代えて金銭での取得または交換を行なうことができるよう、別紙新旧対照表のとおり、信託約款の変更を行ないます。

3. 変更理由

投資信託及び投資法人に関する法律の改正を受け、投資家の利便性を向上させるため。

4. 変更適用日

① 上記 1. ①に掲げる投資信託 平成 28 年 4 月 2 日

② 上記 1. ②に掲げる投資信託 平成 28 年 4 月 14 日

(金融庁への届出は、平成 28 年 4 月 1 日までに行ないます。)

5. 異議申立手続き・書面決議手続き

当該信託約款変更は重大な約款変更には該当しないため、異議申立手続きまたは書面決議手続きは行なっておりません。

以上

信託約款新旧対照表

ダイワ上場投信－トピックス

ダイワ上場投信－日経２２５

(平成28年4月2日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第 3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日に委託者が提示する銘柄の株券（第14条第5項、<u>第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。</u>）を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第13条 受託者は、追加信託にかかる第14条第9項に定める株式（同条第5項、<u>同条第6項および同条第8項に該当する場合の金銭を含みます。</u>）または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第9項に定め</u></p>	<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第 3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日に委託者が提示する銘柄の株券（第14条第5項および<u>第6項に該当する場合の金銭を含みます。</u>）を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第13条 受託者は、追加信託にかかる第14条第8項に定める株式（同条第5項および<u>同条第6項に該当する場合の金銭を含みます。</u>）または同条第9項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第8項に定め</u></p>

変更後	現行
<p>る株式（第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>⑫（略） ⑬（略） ⑭（略）</p>	<p>る株式（第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>⑪（略） ⑫（略） ⑬（略）</p>
<p>（交換の請求） 第44条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第45条第5項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第45条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 受託者は、第45条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第45条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。</p> <p>⑧～⑩（略）</p>	<p>（交換の請求） 第44条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第45条第4項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第45条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 受託者は、第45条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第45条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。</p> <p>⑧～⑩（略）</p>
<p>（交換の指図等） 第45条（略）</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図することが</u></p>	<p>（交換の指図等） 第45条（略）</p> <p>②～③（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

変 更 後	現 行
<p><u>できるもの</u>とします。</p> <p>⑤ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求<u>および金銭の交付</u>を行なうものとします。別に定める期日から、<u>受益者への交換株式の交付</u>に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、<u>受益者への金銭の交付</u>については<u>指定販売会社</u>において行なわれます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとします。<u>受益者への交換株式の交付</u>に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑤ (略)</p>

ダイワ上場投信－トピックス・コア30
ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数
ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数
(平成28年4月2日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第3条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券(第14条第5項、<u>第6項および第8項</u>に該当する場合の金銭を含みます。)を平成14年3月25日の評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。)をもって、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第13条 受託者は、追加信託にかかる第14条第9項に定める株式(同条第5項、<u>同条第6項および同条第8項</u>に該当する場合の金銭を含みます。)または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本項において「配当落ち株式等」といいます。)</u>が含まれる場合には、当該取得申込者は当</p>	<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第3条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券(第14条第5項<u>および第6項</u>に該当する場合の金銭を含みます。)を平成14年3月25日の評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。)をもって、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第13条 受託者は、追加信託にかかる第14条第8項に定める株式(同条第5項<u>および同条第6項</u>に該当する場合の金銭を含みます。)または同条第9項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

変更後	現行
<p>該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。</p>	
<p>⑨ （略）</p>	<p>⑧ （略）</p>
<p>⑩ （略）</p>	<p>⑨ （略）</p>
<p>⑪ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第9項</u>に定める株式（第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>	<p>⑩ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第8項</u>に定める株式（第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>⑫ （略）</p>	<p>⑪ （略）</p>
<p>⑬ （略）</p>	<p>⑫ （略）</p>
<p>⑭ （略）</p>	<p>⑬ （略）</p>
<p>（交換の請求）</p>	<p>（交換の請求）</p>
<p>第44条 （略）</p>	<p>第44条 （略）</p>
<p>②～⑤ （略）</p>	<p>②～⑤ （略）</p>
<p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第45条第5項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第45条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第45条第4項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第45条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>
<p>⑦ 受託者は、第45条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第45条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。</p>	<p>⑦ 受託者は、第45条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第45条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。</p>
<p>⑧～⑩ （略）</p>	<p>⑧～⑩ （略）</p>
<p>（交換の指図等）</p>	<p>（交換の指図等）</p>
<p>第45条 （略）</p>	<p>第45条 （略）</p>

変 更 後	現 行
<p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図することができるものとします。</u></p> <p>⑤ <u>受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については指定販売会社において行なわれます。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとします。<u>受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。</u></p> <p>⑤ (略)</p>

ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials

(平成28年4月2日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券（第13条第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）を、平成25年9月18日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金1,000億円に相当する株券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の</p>	<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券（第13条第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）を、平成25年9月18日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金1,000億円に相当する株券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の</p>

変更後	現行
<p>つど、第13条第9項に定める株式（同条第5項、同条第6項および同条第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>	<p>つど、第13条第8項に定める株式（同条第5項および同条第6項に該当する場合の金銭を含みます。）または同条第9項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>（受益権の取得申込）</p>	<p>（受益権の取得申込）</p>
<p>第13条（略）</p>	<p>第13条（略）</p>
<p>②～⑦（略）</p>	<p>②～⑦（略）</p>
<p>⑧ 第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。</p>	<p>（新設）</p>
<p>⑨（略）</p>	<p>⑧（略）</p>
<p>⑩（略）</p>	<p>⑨（略）</p>
<p>⑪ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、第9項に定める株式（第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>	<p>⑩ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、第8項に定める株式（第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>⑫（略）</p>	<p>⑪（略）</p>
<p>⑬（略）</p>	<p>⑫（略）</p>
<p>⑭（略）</p>	<p>⑬（略）</p>
<p>（交換の請求）</p>	<p>（交換の請求）</p>
<p>第35条（略）</p>	<p>第35条（略）</p>
<p>②～⑤（略）</p>	<p>②～⑤（略）</p>
<p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第36条第5項に掲げる交換</p>	<p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第36条第4項に掲げる交換</p>

変更後	現行
<p>株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第36条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 受託者は、第36条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第36条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>(交換の指図等) 第36条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図することができるものとし</u>ます。</p> <p>⑤ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとし<u>ます。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については指定販売会社において行なわれます。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第36条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 受託者は、第36条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第36条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>(交換の指図等) 第36条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとし<u>ます。受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。</u></p> <p>⑤ (略)</p>

(平成28年4月2日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第 2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株式（第13条第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）を、平成26年3月25日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金1,000億円に相当する株式および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、第13条第9項に定める株式（同条第5項、同条第6項および同条第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すも</p>	<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第 2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株式（第13条第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）を、平成26年3月25日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金1,000億円に相当する株式および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の設定にかかる受託者の通知)</p> <p>第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、第13条第8項に定める株式（同条第5項および同条第6項に該当する場合の金銭を含みます。）または同条第9項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すも</p>

変 更 後	現 行
<p>のとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第9項</u>に定める株式（第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>	<p>のとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第8項</u>に定める株式（第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p><u>⑫</u> (略) <u>⑬</u> (略) <u>⑭</u> (略)</p>	<p><u>⑪</u> (略) <u>⑫</u> (略) <u>⑬</u> (略)</p>
<p>(交換の請求) 第38条 (略) ②～⑤ (略) ⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとし、当該抹消にかかる手続および第39条<u>第5項</u>に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第39条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑦ 受託者は、第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第39条<u>第6項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。 ⑧～⑩ (略)</p>	<p>(交換の請求) 第38条 (略) ②～⑤ (略) ⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとし、当該抹消にかかる手続および第39条<u>第4項</u>に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第39条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑦ 受託者は、第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第39条<u>第5項</u>に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。 ⑧～⑩ (略)</p>
<p>(交換の指図等) 第39条 (略) ②～③ (略) ④ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評</u></p>	<p>(交換の指図等) 第39条 (略) ②～③ (略) <u>(新 設)</u></p>

変 更 後	現 行
<p><u>価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。)に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図することができるものとしします。</u></p> <p>⑤ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および<u>金銭の交付</u>を行なうものとしします。別に定める期日から、<u>受益者への交換株式の交付</u>に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、<u>受益者への金銭の交付</u>については<u>指定販売会社において行なわれます。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとしします。<u>受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。</u></p> <p>⑤ (略)</p>

ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融（除く銀行）
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産
 （平成28年4月14日変更）

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第 2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券（第13条第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）を、平成20年7月18日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金200億円に相当する株券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p>	<p>(信託の目的および対象物)</p> <p>第 2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券（第13条第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）を、平成20年7月18日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金200億円に相当する株券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p>

変 更 後	現 行
<p>(受益権の設定にかかる受託者の通知) 第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、<u>第13条第9項に定める株式（同条第5項、同条第6項および同条第8項に該当する場合の金銭を含みます。）</u>または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧ <u>第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。</u> ⑨ (略) ⑩ (略) ⑪ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第9項に定める株式（第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）</u>または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ⑫ (略) ⑬ (略) ⑭ (略)</p> <p>(交換の請求) 第35条 (略)</p>	<p>(受益権の設定にかかる受託者の通知) 第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、<u>第13条第8項に定める株式（同条第5項および同条第6項に該当する場合の金銭を含みます。）</u>または同条第9項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ②～⑦ (略) <u>(新 設)</u></p> <p>⑧ (略) ⑨ (略) ⑩ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、<u>第8項に定める株式（第5項および第6項に該当する場合の金銭を含みます。）</u>または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ⑪ (略) ⑫ (略) ⑬ (略)</p> <p>(交換の請求) 第35条 (略)</p>

変 更 後	現 行
<p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第36条第5項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第36条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 受託者は、第36条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第36条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p>	<p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。当該抹消にかかる手続および第36条第4項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第36条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑦ 受託者は、第36条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第36条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したのものとして取り扱います。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p>
<p>(交換の指図等) 第36条 (略)</p>	<p>(交換の指図等) 第36条 (略)</p>
<p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図することができるものとします。</u></p> <p>⑤ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および<u>金銭の交付</u>を行なうものとします。別に定める期日から、<u>受益者への交換株式の交付</u>に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、<u>受益者への金銭の交付</u>については</p>	<p>②～③ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとします。<u>受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。</u></p>

変 更 後	現 行
<u>指定販売会社において行なわれます。</u> ⑥ (略)	⑤ (略)